

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書

2012年9月26日

内閣総理大臣 野田佳彦 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館21号室

電話&FAX 03-5212-4611

要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、2011年12月21日野田総理に宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書（犯罪被害者としての認定を目指して）」を提出して、テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪撲滅に関する19項目の要望をいたしました。その副題を「犯罪被害者としての認定を目指して」としたのは、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪で拷問状態に置かれている被害者が一刻も早く犯罪被害者として認定されることを願ってのものであります。

当NPOが主張するテクノロジー犯罪とは、電磁波や超音波など目に見えない媒体を用いた武器によって、特定個人を遠隔からピンポイントで攻撃し、人間の様々な機能をコントロールするもので、具体的には、脳内への音声・映像送信、身体諸機能の操作（生理操作、運動機能の操作、五感操作、感情操作、三欲操作）、思考への介入、健常者に病気症状を誘発する疑似疾病の演出、針で刺された感覚や衝撃痛、周囲の振動、身体の振動など攻撃方法は多種多様であります。しかも四六時中つきまとい、逃げ場所がないほど追い込んでくることから、高度な追尾システムを含めた人間コントロールテクノロジーを悪用する組織犯罪と断定できます。さらに嫌がらせ犯罪が加わってダメージを倍化させる手法が採られていることも重要であります。それを全国規模で実行でき、非常識極まる嫌がらせを強固に意思統一して行なってくることもこの犯罪を知るポイントであります。そのような犯罪が40年以上行われているのです。

この組織犯罪の標的とされた被害者は居ながらにして拷問状態に置かれ、どれほど苦しんでいても理解されず、その周囲の無理解に二重に苦しめられているのが実情であります。そのため家族や友人関係は破壊され、就業できないことから生活苦に陥り、追い込まれた先にあるのは、自殺か、精神病院への収容か、緊急避難的対処であります。そこまで追い込む悪質な犯罪でありながら、今の社会はそれを犯罪として捉えようとせず、内的要因と判断して対処する態勢が整えられています。これは現実を秘匿できる存在であってできることであります。被害者が追い込まれる先と社会問題となっている自殺・精神疾患・凶悪犯罪の増加が合致していることから、犯罪主体は両犯罪を仕掛けて世相を演出していることが考えられます。このように考えますと国民的問題であることが分かってまいります。このことからテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を知ることが、今日の世相を形作る一要因を知ることであり、政治家は絶対に知らなければならないことであります。よって野田総理には是非とも本犯罪の本質をご理解頂きまして、情報を秘匿して国民をたぶらかし、誤った方向に社会を動かす悪しき犯罪主体と断固として戦って頂きますようお願い申し上げます。

具体的には、吉村博人・安藤隆春両元警察庁長官に提出致しました陳情・要望項目（安藤隆春元長官には二度提出）を下記致しますので、片桐裕現警察庁長官に即刻実行するよう再度ご指示頂きますとともに、片桐長官が全項目を執行できるようお力添えをお願い申し上げます。

また、防衛大臣にも三度陳情書を提出してまいりました。民主党政権になってようやく大臣にまで回覧されるようになったことを確認しておりますので、政権交代の価値を大いに感じているところであります。三度目の陳情書は先般森本防衛大臣に宛て提出したばかりですので（2012年9月19日提出）、これに付きましても森本大臣が全陳情項目を執行できますようお力添え願申し上げます。

尚、森本防衛大臣に提出しました陳情書の中で重要な点は「サイバー」という用語の捉え方であります。「サイバーという言葉は、1948年、プリンストン大学の科学者の間で造語され、コントロールとコミュニケーション技術、特に人間の脳、生体系、コンピューターの連結に関する技術のあらゆる物事を表す言葉となった」とありますように、人間に直結する技術であります。一般にはインターネットに関係する技術を考えますが、人間の脳とコンピューターをつなぐ技術という意味でこそ使われなければならないということでもあります。高度情報化時代とはこの技術の高度化がみられる時代であります。そのようにサイバーを捉えることによってテクノロジー・嫌がらせ両犯罪が理解できるようになります。サイバーが造語されてから60年が経過しております。その間

のサイバー技術の発展が今日のテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を可能にしているのです。そのためサイバー技術の情報公開が望まれるのです。サイバーがそのように理解されることによって警視庁および各道府県に設置されたサイバー犯罪対策室はテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を担当しなければならない部署になります。また防衛省はサイバー兵器の存在を認めそれによる侵略行為から国民を守らなければならなくなります。今日の防衛はこれがないためにザル防衛と陳情書では表現しました。日本の防衛の穴を埋める新しい防衛体制を構築して頂きますようお願い申し上げます。

サイバーが人間の脳とコンピューターをつなぐブレイン・マシン・インターフェイスに係るあらゆる技術と理解されますと、そのような技術開発には人体実験が不可欠であることも理解されます。当会会員はその実験の対象になっていることも考慮に入れなければなりません。サイバー技術は先進各国が競って開発していると考えられますので、この面からの調査も必要であります。防衛大臣宛て陳情書・陳情項目12にありますように、人間を強化するのも廃人にするのも紙一重であることをよく分からせてくれたのがこの技術であります。研究者の頭を冷やすためにもサイバー技術開発に係る軍産官学医共同体に手を入れることは大いに有効と考えます。軍事技術が先導する経済社会の構築を見直すためにも有効であります。野田総理にはそのように将来を見据えた政治を断行して頂きますようお願い申し上げます。当会会員が訴えていることはそれほど大きな広がりを持っているのですから、一刻も早く公にして、国民的問題として議論される状態にして頂きますよう総理のお力添え方々お願い申し上げます。また本要望書に対します政府の見解を書面にてお知らせ頂きますよう合わせてお願い申し上げます。

要 望 項 目

1. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の実態をご理解いただき、全警察官が認識できるよう教育体制を整えて下さい。
2. テクノロジー犯罪被害者、嫌がらせ犯罪被害者が警察窓口相談にきた場合の受け入れ体制を確立して下さい。被害者の訴えをよく聞き、全国的な被害状況を把握できるよう体制を整えて下さい。
3. 科学警察研究所において、テクノロジー犯罪に利用される武器、装置、システムの調査研究およびそれらが利用された場合探知できるようにするための調査研究を徹底して下さい。
4. 警察大学校、管区警察学校において、テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪を捜査できる人材を育成して下さい。
5. テクノロジー犯罪を捜査の対象とできるよう法を整備して下さい。

6. テクノロジー犯罪を捜査する専門の部署を県警単位で設けて下さい。
7. 嫌がらせ犯罪を捜査できるよう法を整備して下さい。
8. 嫌がらせ犯罪を捜査する部署を警察署単位で設けて下さい。
9. テクノロジー犯罪における第一の基礎テクノロジーとしてある特定個人を追尾（つきまとい）するテクノロジーを握っているのは限られた人間と考えます。これを各省庁協力して情報収集して突き止めて下さい。テクノロジー犯罪の捜査はこれまでの方法では労多くして益少ないものとなります。そのことから捜査の必要が生じないようにすることが肝要で、テクノロジー犯罪を発生させないことであります。それには特定個人を追尾（つきまとい）するテクノロジーを掌握している犯罪主体を確定することです。そしていつでも捜査できるよう速やかに法を整備して下さい。
10. 第一の基礎テクノロジーを掌握している犯罪主体を突きとめることが音声・映像送信の解明にも必要であります。加えて国民に知らされていない通信の最先端技術である、端末なしで特定個人の脳内に音声・映像を送信できるテクノロジーを掌握している犯罪主体を各省庁が協力して調査して確定して下さい。そしてその犯罪主体をいつでも捜査できるよう速やかに法を整備して下さい。
11. 第一の基礎テクノロジーを掌握している犯罪主体を突きとめることが人間コントロールテクノロジー解明のためにも必要であります。加えて国民に知らされていない人間の生理機能・運動機能・五感・感情・三欲・思惟活動をコントロールするテクノロジーを掌握している犯罪主体を各省庁協力して情報収集して確定して下さい。そしてその犯罪主体をいつでも捜査できるよう速やかに法を整備して下さい。
12. 第一の基礎テクノロジーを掌握している犯罪主体を突きとめることが身体攻撃テクノロジーを解明するためにも必要であります。加えて国民に知らされていない各種身体攻撃テクノロジーを掌握している犯罪主体を各省庁協力して調査して確定して下さい。そしてその犯罪主体をいつでも捜査できるように速やかに法を整備して下さい。
13. 第一の基礎テクノロジーを掌握している犯罪主体を突きとめることが、日本中どこへ移動しようがテクノロジー犯罪の影響下に置けるように設備されたシステムおよびネットワークを解明するために必要であります。このシステム・ネットワークを掌握している犯罪主体を各省庁協力して調査して確定して下さい。そしてその犯罪主体をいつでも捜査できるように速やかに法を整備して下さい。
14. 上記テクノロジー犯罪に使われている高度なテクノロジーを解明して、それが国内の技術によるものか、外国の技術によるものか、はっきりと選り分けて公表して下さい。

15. 非常識に徹するという強固な意思で嫌がらせ犯罪を行っている組織およびその意思の出所を解明して公表して下さい。
16. テクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体の構成員の身元調査を実施して公表して下さい。特に他国の工作員が入り込んでいないか徹底的に調査して結果を公表して下さい。
17. テクノロジー・嫌がらせ両犯罪の背後にある、被害者を自殺・精神病院への収容・緊急避難的対処に追い込む構図、それは今日の世相でもあることから、犯罪主体は世相を演出していると考えられます。そのように強力に社会を導く非民主主義の元凶でもある意思の所在を特定して公表して下さい。
18. テクノロジー犯罪に使われている技術を警察・防衛省が善用すれば治安は改善されます。警察・防衛省はその技術を本当に知らないのか、知っているならなぜ使わないのか明確にして公表して下さい。
19. 警察・防衛省が利用すべき監視システムが何者かに利用されていないか、その何者かに警察官・自衛官が動かされていないか、全警察官・自衛官を対象にした内部調査を実施して、その結果を公表して下さい。

添 付 資 料

- | | |
|-----------------|-----|
| 1. 森本敏防衛大臣宛て陳情書 | 1 部 |
| 2. パンフレット | 1 部 |
| 3. チラシ | 5 枚 |

以上